

平成27年度第2回森林審議会森林保全部会議事録

- 1 日時 平成28年3月24日(木) 午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 場所 長野県庁西庁舎3階 303号会議室
- 3 出席委員 (五十音順・敬称略)
片桐美保、北原曜、平林明人、滝澤栄智、細川忠國 計5名
- 4 説明のために出席した者
(長野県林務部森林づくり推進課)
前島啓伸、田中裕二郎、松尾一穂、柏木和之、神崎辰哉
- 5 会議に付した事項
 - (1) 森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更について (諮問)
 - (2) 森林病虫害等防除法第7条の5第2項の規定に基づく高度公益機能森林等区域の変更について (諮問)
 - (3) 報告事項 (平成27年度林地開発許可案件について)

6 審議

○開会 (事務局)

本日は、年度末の大変お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。
ただ今から、平成27年度第2回長野県森林審議会森林保全部会を開会いたします。
部会定数5名のところ、本日は全員の皆様にご出席をいただいております。
森林法施行細則第12条の規定により、本部会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
本日、ご審議をお願いしますのは、お手元の次第に記載のとおり、諮問事項が2件、また、報告事項といたしまして1件でございます。

また、審議会終了後、林地開発制度にかかります勉強会を予定しております。

本日の会議は公開で行い、会議の状況につきましては、後日、県のホームページにて掲載させていただきますので、予めご了解をお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、森林づくり推進課長から、ごあいさつを申し上げます。

○森林づくり推進課長あいさつ

本日は、長野県森林審議会森林保全部会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃より、本県の森林・林業の推進にご支援を賜り、心よりお礼を申し上げます。

この長野県森林審議会森林保全部会は、森林法施行令並びに同施行細則に基づき、森林の保全に関する事項を審議するため、長野県森林審議会に設置された専門部会でございます。主に、森林法に基づく林地開発行為の許可や森林病虫害等防除法に基づく区域指定や基準策定などについて、ご審議をいただくこととなっております。

本日は、森林病虫害等防除法に基づく、長野県防除実施基準の変更と、高度公益機能森林等における区域の変更について、委員の皆様のご審議をお願いするとともに、本年度の林地開発許可処分の状況などについてもご報告させていただきます。

また、林地開発制度にかかります勉強会も行い、制度に係るご説明をさせていただきます。

毎年、この時期に松くい虫被害のご審議をお願いしているところですが、被害も終息に向かわない状況です。是非、皆様のご意見を伺いながら取組みを進めて参りたいと考えております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長就任（事務局）

本審議会の議長は、森林法施行細則第11条の規定によりまして、本部会の部会長が務めることとなっておりますので、平林部会長どうぞよろしくお願いいたします。

○議長あいさつ

年度末のお忙しい中、皆様のご出席を頂き、当会が開催できますことに感謝申し上げます。本会への諮問事項は、先に説明をいただきましたとおりでございます。

皆様の専門的な、また、幅広いお立場からご審議を頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

○議事録署名委員の指名

それでは、議事を進めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

議事に入る前に、森林法施行規則第15条に定めます、議事録署名委員についてであります。議長の指名により決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、北原曜、滝澤栄智委員をお願いいたします。

○議事

それでは、議事に移ります。はじめに、諮問事項の「(1) 長野県防除実施基準の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（松尾）

映像により、松くい虫被害と対策の実施状況について説明します。

その後、資料1の「平成27年度の松くい虫被害と対策の実施状況について」、資料2の「長野県防除実施基準の変更について」を説明いたします。

(長野県森林審議会森林保全部会説明資料、資料1及び資料2により内容を説明)

○議長

それでは、ただ今説明のありました「長野県防除実施基準の変更について」に対しまして、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

○細川委員

被害対策等について説明をいただきましたが、松くい虫被害が増加しており、現在の対策でアカマツを守る事ができるか心配であり、被害の増加を考えるともっと早い時期に対策を行えなかったのかと思います。

また、積極的に税金を投入し対策を行うとともに、作業道の開設や集材を積極的に行うべきであると考えます。

なお、アカマツ以外への樹種転換の説明がありましたが、この対策のみで良いのかと考えます。

○事務局

被害対策の取組みについてですが、本県においても平成15年頃から、被害全量の駆除が困難であることから、守るべき松林に対策を限定し、対策を実施してきました。

防除対策は、離島や切り離された単独の松林では、予防と駆除の対策を徹底して行うことにより、被害を抑えることに成功した事例はありますが、長野県は山間地で松林が連続しており、被害全量の駆除ができない現実から、完全に被害の発生を抑えることは困難な状況です。

被害量の93%以上を駆除しないと、新たな被害の発生を防ぐことができないとも言われています。

現在も、対策予算の確保に努めておりますが、予算を確保しても林業労働力確保の問題もあり、このような状況を踏まえると、守るべき松林へ対策を集中して駆除を進めることが重要です。

また、その周辺の松林は、カミキリの飛翔距離などを考え、一定の距離を確保しながら、アカマツ以外への樹種の転換などを進めています。

樹種転換は、対策の一つではありますが、所有者の意向を得て行うものですし、周辺への被害の拡大防止のためには、これを含めどの方法で対策を進めるのか、被害対策図などを作成しながら、地域で対策を考え、地域の合意を得ながら進めることが重要であると考えます。

それ以外の松林は、自然の推移に任せるものもあります。

○細川委員

被害が発生し始めた頃は、被害量に見合った予算が確保できていました。その後、被害が拡大し、空中散布に関する問題が発生するなどの難しさをありますが、被害の状況を踏まえ、一刻も早く被害が終息するような施策をお願いします。

○平林委員

周辺松林の設定や、対策を地域で話し合うなど、少しでも対策が進むよう取組みをお願いします。

○滝澤委員

豊丘村の空中散布についてですが、被害の増加から散布を再開します。他の地域では、反対により散布による対策を進められないところもありますので、このように被害対策を進めている事例を他地域へもPRをしていただきたいと思います。

○議長

ほかにございますか。

(意見等なし)

無いようですので、お諮りいたします。知事から諮問のありました「長野県防除実施基準の変更」につきましては、適切なものと認めて答申するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、適切なものと認めて答申することに決定いたします。

なお、答申書の作成につきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

○議長

次に、諮問事項の「(2) 高度公益機能森林等区域の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局(松尾)

資料3「高度公益機能森林等区域の変更について」により説明いたします。

(資料3により内容を説明)

○議長

それでは、ただ今の「高度公益機能森林等区域の変更について」の事務局から説明に対し、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

○北原委員

高度公益機能森林は県知事が指定することとなっておりますが、具体的にどのような森林なのでしょうか。

○事務局

保安林や急傾斜地などの森林です。今回の変更は、上田市において行うものです。

○議長

ほかにございますか。

(意見等なし)

無いようですので、お諮りいたします。「高度公益機能森林等区域の変更について」は、適切なものと認めて答申するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、原案どおりお認めを頂き、そのとおり決定いたします。

○議長

次に、報告事項に移ります。

「平成27年度林地開発許可案件について」事務局の説明を求めます。

○事務局（柏木）

資料4の「平成27年度林地開発許可案件について」説明いたします。

(資料4により内容を説明)

○議長

ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

(意見等なし)

○議長

他にないようですので、以上で審議会の議事を終了します。

ご協力ありがとうございました。

○事務局

平林部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、長野県森林審議会森林保全部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

平成28年3月24日

議事録署名人 北原 曜 印

議事録署名人 滝澤 栄智 印